

錦町空き家片づけ事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の有効利用を図るとともに、錦町空き家等情報登録制度空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）への物件登録推進を図るため、空き家にある家財道具等の処分運搬及び屋内外の清掃（以下「片づけ」という。）に係る経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、錦町補助金等交付規則（平成10年錦町規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において空き家とは、錦町空き家等情報登録制度空き家バンク設置要綱で定める空き家等をいう。ただし、店舗や事務所等を併用する住宅については、居住の用に供する部分のみとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、空き家バンクを利用して、空き家の売買又は賃貸借（一親等の親族からの購入又は賃借を除く。）の契約を締結した者で、申請時において町税等を滞納していない者とする。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は空き家の片づけに係る経費をいう。この場合において、補助額は補助対象経費の2分の1以内の額とし、5万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した補助対象経費に次に掲げる経費が含まれるときは、これを除いたものを補助対象経費とする。

(1) 国、県又は町の他の制度の補助、融資等の対象となる経費

(2) その他町長が補助対象経費として適当でないとする経費

3 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を補助額とする。

4 この補助金は、同一の空き家に対して、1回限り交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 前条第1項に規定する片づけに対する補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、錦町空き家片づけ事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 誓約書兼同意書（様式第2号）

(2) 空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し

(3) 空き家の片づけ費用の見積書等の写し

(4) 空き家の片づけに着手する前の写真

(5) その他町長が特に必要とするもの

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、錦町空き家片づけ事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の変更又は中止等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、錦町空き家片づけ事業補助金変更(中止)承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、その結果について錦町空き家片づけ事業補助金変更等交付決定通知書(様式第5号)により、補助事業者

に通知する。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、当該片づけを完了したときは、完了の日から30日を経過した日、または、補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに、錦町空き家片づけ事業補助金実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 空き家の片づけ費用が確認できる資料(領収書の写し等)

(2) 空き家の片づけ後の写真(第5条第4号と同じ箇所を撮影したもの)

(3) その他町長が特に必要と認めるもの

(片付け完了の確認及び通知)

第9条 町長は、実績報告書の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて現地を調査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の額を決定し、錦町片づけ事業補助金交付確定通知書(様式第7号)により補助事業者

に通知するものとする。

(補助金の請求・支払)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、錦町空き家片づけ事業補助金請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に補助金が交付されている場合にあっては、その全部若しくは一部の返還を命ずることができる。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が補助金の返還を相当と認めたとき。

(その他の事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。